

制 度 名	後期高齢者医療高額医療費支援事業費	主管課名	保健政策課・医療福祉G		
		問合せ先	029-301-3171		
目的・趣旨	高額な医療給付の発生は、後期高齢者医療広域連合の財政に大きな影響を及ぼし、財政運営の不安定化を招くため、一定以上の高額な医療費に対して、公費による支援を行う。				
<p>[対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>[対象事業] 高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクを緩和するため、一定以上の高額な医療費に対して、国・県で保険料相当額の一部を負担する制度。</p> <p>[補助要件等] 「茨城県後期高齢者医療高額医療費負担金交付要項」の規定による。</p> <p>[対象経費] 1件80万円を超える医療費のうち80万円を超える部分の保険料相当額の1/4</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額なし</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/4	1/4	—	—
〔令和6年度当初予算額〕 2,492,536千円		〔令和6年度補助対象団体〕 茨城県後期高齢者医療広域連合			
〔備考〕					